Ⅱ　基本的な考え方

以上のことから、次のような基本的な考え方に基づき行動計画を策定することが望まれる。

１ 川崎市子どもの権利に関する条例の趣旨に基づく

2001 年 4 月から施行されている川崎市子どもの権利に関する条例（以下「子どもの権利条例」という。）は、「子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたい」という子どもの願いを実現することを目的としている。また、子どもが権利の主体として、その権利を認識し行使すること、そしてそれらを通じて他者の権利を尊重する態度を身につけ、ともに育ちあう社会づくりを進めることを目指している。このような趣旨を踏まえた施策のさらなる展開が求められる。

２ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）及びユニセフ等の国際水準を踏まえる

子どもの権利条例の趣旨に基づいて施策を進めようとする場合、条例の背景・根拠でもある子どもの権利条約や、条約の実施を任務にしているユニセフの取組、とりわけ「子どもにやさしいまち」などの国際水準を踏まえることが大切である。

３ 川崎市の新総合計画及び子どもにかかわる施策の進行状況を考慮する

川崎市新総合計画、川崎市次世代育成支援対策行動計画、川崎市青少年プラン、かわさき教育プラン、川崎市人権施策推進基本計画等を考慮しつつ、総合的で計画的な施策の推進が望まれる。

４ 計画期間と対象について

子どもの権利に関する計画づくりにおいては、子どもの現状と課題を常に捉えなおし、現状に即した効果的な施策の展開が求められる。子どもの緊急かつ重大な課題について、まず、その権利を保障する取組を進める必要があり、第 1 次子どもの権利に関する行動計画の進捗状況も踏まえながら、実効性のある計画を策定することが必要である。このため、計画期間は 3 年間とすることが望ましい。

また、子どもの権利条例では、子どもを「18 歳未満のものその他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」とし、おおむね 18 歳までをその対象としている。しかし、子どもは、子どもから急激におとなへと成長するのではなく、経験を重ねながら成長していくため、子どもから若者、若者からおとなへの成長という視点についても考慮する必要がある。